

「令和6年度第2回オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤に関する研修」にていただいた
受講者からの質問回答集

Q1. 性交後72時間以内の時間の確認が難しく、どうしたら最もよいのでしょうか？

産婦人科医による診察の際に確認が取れているものと受け取って構わないと思いますが、医療機関から薬局に調剤依頼があった際に確認してみるのがいいと思われます。(千葉県薬剤師会)

Q2. 会計について薬局では基本、流れとして、服用後会計となりますが、自費のため若年者の場合、支払いができない可能性もあります。家族に知られたくない場合もあり、会計後の服用などの対策、疑義解釈等ございますか？やはり、通常の調剤同様、流れは、個々の薬局での対応に任せられますか？(調剤後会計ができたなら服用させる、医師からの連絡の際確認してもらおう等)

薬局内での服用前、すなわち、受付時や服薬指導の際に料金や支払方法について確認をとることが望ましいと思います。患者様が来局前に薬局に連絡を入れてくれたなら、その際に確認すると良いでしょう。(千葉県薬剤師会)

Q3. 排卵直後にノルレボを服用しても効果があるのでしょうか？

ノルレボは排卵抑制効果しか無く、1錠の服用では受精阻止、着床阻止の作用は期待できませんので、排卵後に服用しても効果は無いと思われます。
但し問診のみで「月経開始から14日を過ぎているので排卵してしまっている」と決め付けるのは危険ですので、そこを良く説明してから処方するかどうか決める必要があります。
基礎体温を複数週記録して高温層が3日続いていれば排卵後と判断しても良いと思いますが、それでも処方を強く求められたら十分説明し、記録を残して処方することも可能かと思えます。(千葉県産科婦人科医学会)

Q4. 約3週間後の産婦人科受診についてですが、不安に感じられている患者本人よりの質問で、安心してもらうには、日程の幅を説明するには、推奨されるのは、参考に例えば、何日後から何日後と言える範囲はあるのでしょうか？目安では、納得出来ない方がいると、想定させていただきたいと思えます。宜しくお願いいたします。

ノルレボは排卵阻止する作用がありますが、排卵寸前の服用では効果が十分でなく遅れて排卵することもあり得ます。
通常の妊娠でも月経が7日間位遅れて産婦人科を訪れるのが一般的であり、排卵から3週間に成りますので、緊急避妊薬服用後3週間で受診が妥当な日数だと思います。避妊に成功していればそれまでに月経が発来すると思えます。
但し妊娠していても月経予定日に出血する人もいますので、経血量を良く注意するように説明して下さい。

い。いつもの半分だったら妊娠もありえます。

特に異所性妊娠（子宮外妊娠）を否定するためには子宮内に胎嚢が有る事を確認する必要がありますので、余り早く受診しても、再度の受診が必要になります。

服用翌日から基礎体温を計測して体温表を持参するように指導して頂けると診断に大いに役立ちます。（千葉県産科婦人科医学会）

Q5. 今後出荷調整等の理由で納品遅延が生じてしまった際のHP等への表示は可能でしょうか。

厚労省に掲載されている「オンライン診療に係る緊急避妊薬の調剤が対応可能な薬剤師及び薬局の一覧」にはそのような項目がございません。よって、在庫がなく対応が難しい場合は名簿の削除の手続きをお願いいたします。削除及び復活の手続きは変更届を県薬に提出していただくことになっております。

（千葉県薬剤師会）

Q6. オンラインで受診後、患者様がすぐに薬局にいらした場合は処方箋の現物がないと思うのですが、それでもFAXにより調剤することはできないのでしょうか？電話で確認することにより調剤できるようになるとかできた方がよいと思います。

本事案については処方箋の原本は後日医療機関から薬局へ送付されることを想定していますので、FAX等による処方内容情報の提供のみで調剤可能です（千葉県薬剤師会）